



宮 崎 県 公 報

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日） 第 591 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更（2 件）	（福祉保健課） 1
○指定障害児通所支援事業者の指定	（障がい福祉課） 1
○林業用種苗生産事業者の登録	（森林経営課） 2
○牛、馬、めん羊、山羊、豚等、家さん及び蜜蜂の監視伝染病の発生予防のための検査の実施	（家畜防疫対策課） 2
○道路の供用の開始	（道路保全課） 3

頁

○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課） 3
○土砂災害警戒区域の指定の解除（2 件）	（ " ） 3
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2 件）	（ " ） 4
○土砂災害警戒区域の指定（2 件）	（ " ） 4
○土砂災害特別警戒区域の指定（2 件）	（ " ） 4

公 告

○入札公告	5
企業局企業管理規程	
○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程	10

告 示

宮崎県告示第 114 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
医療法人 浩洋会	宮崎市船塚三丁目 141 番地	訪問看護ステーションかどがわ	東臼杵郡門川町東栄町 4 丁目 6-3

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
東臼杵郡門川町東栄町 4 丁目 5-12	東臼杵郡門川町東栄町 4 丁目 6-3	令和 6 年 9 月 2 日

宮崎県告示第 115 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び

に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 7 年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人 報謝会	西諸県郡高原町蒲牟田 7456 番地 1	グループホーム ミューズの空高崎	都城市高崎町大牟田 6454

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市高崎町大牟田 1260-2	都城市高崎町大牟田 6454	令和 7 年 1 月 8 日

宮崎県告示第 116 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和 7 年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550500237	キッズステーション さんさん	小林市野尻町三ヶ野山丸山4354番地12	社会福祉法人燦燦会	小林市堤2950番地	令和7年3月1日	放課後等サービス

宮崎県告示第 117号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和7年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1431	池田 裕一 宮崎県宮崎市東大宮1丁目6番34号	採取 精選	幼苗の育 成	ユウキャンファーム池田裕一 宮崎県宮崎市東大

				宮1丁目6番34号
--	--	--	--	-----------

宮崎県告示第 118号

牛、馬、めん羊、山羊、豚等、家さん及び蜜蜂の監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第5条第1項の規定により、検査の対象となる牛、馬、めん羊、山羊、豚等、家さん及び蜜蜂の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和7年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実践する区域	実施の期日
牛	口蹄疫	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査	県内一円	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	ブルセラ症		エライザ検査		
	結核		ツベルクリン皮内反応		
	ヨーネ病		一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	牛伝染性リンパ腫				
	アカバネ病				
	チュウザン病				
	アイノウイルス感染症				
	イバラキ病				
	牛流行熱				
	ランビースキン病		一般臨床検査及び遺伝子検査		
	牛ウイルス性下痢		一般臨床検査及び抗原検査		
	伝達性海綿状脳症		エライザ検査		
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査		
	馬インフルエンザ				
	馬パラチフス		一般臨床検査及び細菌検査		
	馬伝染性子宮炎				
めん羊及び山羊	口蹄疫	実施区域内で飼育されているめん羊及び山羊で、家畜保健衛生所が検査めん羊及び山羊として選定しためん羊及び山羊	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	伝達性海綿状脳症		ウェスタンブロット法		
豚等	口蹄疫	実施区域内で飼育されている豚等で、家畜保健衛生所が検査豚等として選定した豚等	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	豚熱				
	アフリカ豚熱				

	オーエスキー病				
	伝染性胃腸炎				
	豚繁殖・呼吸障害症候群				
	豚流行性下痢				
家きん	高病原性鳥インフルエンザ	実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所が検査家きんとして選定した家きん	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	低病原性鳥インフルエンザ				
	ニューカッスル病				
	家きんサルモネラ症				
	鳥マイコプラズマ症				
蜜蜂	腐蛆病	実施区域内で飼育されている蜜蜂で、家畜保健衛生所が検査蜜蜂として選定した蜜蜂	一般臨床検査又は細菌検査		

宮崎県告示第 119号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 7 年 3 月 6 日から同年同月 20 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	日向市東郷町山陰字城ヶ尾丙 621 番 1 地先から同市同町山陰字前坂丙 737 番 1 地先まで	令和 7 年 3 月 6 日

宮崎県告示第 120号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 7 年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 吉野一新②地区**(1) 区域の表示**

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 13 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 13 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市吉野町 1588 番 2
2	“ ” 1588 番 2
3	“ ” 1588 番 1

4	“ ”	1588 番 1
5	“ ”	1588 番 1
6	“ ”	1501 番
7	“ ”	1505 番
8	“ ”	1506 番
9	“ ”	1595 番
10	“ ”	1596 番
11	“ ”	1596 番
12	“ ”	1597 番
13	“ ”	1597 番

宮崎県告示第 121号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、平成19年宮崎県告示第 435号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 7 年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土 砂 災 害 の 発 生 原因となる自然 現象の種 類
宮 崎 市	吾 田 谷 4	01－ 201－ 1 － 013	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 122号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、平成24年宮崎県告示第 342号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和 7 年 3 月 6 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
宮 崎 市	松 ャ 迫	I－1－3060	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	西 田	II－1－4171	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 123号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成27年宮崎県告示第 216号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
宮 崎 市	吾 田 谷 4	01－201－1－013	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 124号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成24年宮崎県告示第 343号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
宮 崎 市	松 ャ 迫	I－1－3060	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	西 田	II－1－4171	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 125号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり

土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和7年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
宮 崎 市	吾田谷2－ 新①	01－201－1－014 －新①	土 石 流
宮 崎 市	吾 田 谷 4	01－201－1－013	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 126号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和7年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
宮 崎 市	松 ャ 迫	I－1－3060	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	西 田	II－1－4171	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 127号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒 区域の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現 象 の 種 類
宮 崎 市	吾田谷2－ 新①	01－201－1－014 －新①	土 石 流
宮 崎 市	吾 田 谷 4	01－201－1－013	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及

び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和7年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	松 ャ 迫	I－1－3060	急傾斜地の崩壊
宮 崎 市	西 田	II－1－4171	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年3月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 一般競争入札に付する事項

- （1） 特定役務の件名 令和7年度自治体DXサポート強化業務
- （2） 特定役務の特質等 令和7年度自治体DXサポート強化業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- （3） 履行場所 宮崎県庁舎内及び県が指定する場所
- （4） 履行期間 この一般競争入札に係る契約締結の日から令和8年3月31日まで
- （5） 入札方法 （1）の特定役務について総合評価一般競争入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1） 令和7年宮崎県告示第62号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であること。
- （2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- （3） この一般競争入札に係る落札者決定の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- （4） 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定す

る更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にとっては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。

- （5） 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

2(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- （1） 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880－8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号0985（26）7208
- （2） 申請書類の受付期間 令和7年3月6日（木）から令和7年3月13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- （1） 場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課地域デジタル担当 郵便番号 880－8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号 0985（26）7046
- （2） 期間 令和7年3月6日（木）から令和7年3月24日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 令和7年度自治体DXサポート強化業務に係る総合評価一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び仕様書の配布場所並びに配布期間

- （1） 配布場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課地域デジタル担当
- （2） 配布期間 令和7年3月6日（木）から令和7年3月24日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 一般競争入札事前説明会

一般競争入札事前説明会は実施しない。

7 一般競争入札参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法

一般競争入札への参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出すること。

- （1） 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課地域デジタル担当
- （2） 提出期限 令和7年3月13日（木）午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）
- （3） 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

8 入札書及び企画提案書等（以下「入札書等」という。）の提出場所、提出期限及び提出方法

- （1） 提出場所 宮崎県総合政策部デジタル推進課地域デジタル担当

- (2) 提出期限 令和7年3月24日（月）午後5時（送付にあっては、同日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）
- 9 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。
- (1) この公告に示した入札参加資格のない者若しくは当該入札参加資格を満たさなくなった者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者
- (2) 入札参加申込書及び入札書等に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の入札をした者
- (4) 提出期限までに入札参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに入札書等を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
- (7) 2人以上の代理人をした者
- (8) 金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札書等を提出した者
- 11 総合評価の方法に関する事項
令和7年度自治体DXサポート強化業務落札者決定基準は、次のとおりとする。

令和 7 年度自治体DXサポート強化業務落札者決定基準

1 落札者の決定方法

評価は、提案内容に基づく「技術評価に係る得点」及び入札価格に基づく「入札価格に対する得点」の合計点数（最大 400.0 点）により実施する。

- (1) 下表により、技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札者とする。

区分	点数	採点基準
技術点	300.0 点	提案内容より最大 300.0 点の配点を行う
価格点	100.0 点	価格点 = $100.0 \times (1 - \text{入札価格}^{\ast 1} \times 1.1 / \text{予定価格})$
合計点	400.0 点	

※1 入札価格…入札参加者の提示する提案価格（消費税を含まない。）。

- (2) 最高得点となった者（以下「最高得点者」という。）が 2 者以上の場合は、以下の順により落札者を決定する。

- ①最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が 1 者の場合は、その者を落札者とする。
- ②最高得点者の「技術点」及び「価格点」が全て同じ場合は、別途、日を定め、最高得点者のくじ引きにより落札者を決定する。この場合、当該最高得点者は、くじを辞退することはできないものとする。

2 技術点及び価格点の算出方法等

- (1) 技術点の評価方法

- ①技術点は、300 点を満点とする。
- ②技術点は、審査基準書の項目ごとに以下の計算を行う。
 - ・別表「採点基準表」により 5 段階評価を行い、「採点」を決定する。
 - ・審査基準書の各項目の配点を 5 で除して、「重み」を決定する。
 - ・「採点」に「重み」を乗じた点数を、当該項目の点数とする。
- ③②で算出した各項目の点数の合計値を技術点とする。
- ④審査基準書の各項目の評価において、1 項目でも記述がないと判断される者は、落札者とししない。

- (2) 価格点の算出方法

- ①価格点は、100 点を満点とする。
- ②価格点は、入札価格に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した値を、予算上限額で除し、その値を 1 から減じて得た値に、価格点の満点である 100 点を乗じて、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。（1-(1)に示す計算式に基づき算出）
ただし、入札参加者の入札価格が、県の予定価格を上回った場合は、落札者とししない。

別表「採点基準表」

採点	採点の意味合い
5	県が求める仕様に対して、標準より <u>非常に優れた</u> 提案である。
4	県が求める仕様に対して、標準より <u>優れた</u> 提案である。
3	県が求める仕様に対して、 <u>標準的な提案</u> である。
2	県が求める仕様に対して、標準より <u>やや劣る</u> 提案である。
1	県が求める仕様に対して、標準的より <u>劣る</u> 提案である。

各項目の採点内容の概ねの目安は、以下のとおりである。

- ・ 要求水準を超えるような提案が具体的になされている。
- ・ 業務の実施方法等の記述が具体的で説得性が高い。
- ・ 県が評価要素と想定している具体的な記述が多数ある。
- ・ 県の実情を理解し、県にとって有益な提案をしている。

審査基準書

技術点

審査項目	審査基準	配点
1 委託内容		
(1)自治体情報システムの標準化・共通化に対する取組支援		
システム標準化・共通化に関する課題認識	・システム標準化・共通化に関する自治体の抱える課題をどう捉えているか。（自治体の規模の違い、庁内体制、対象事業者等）	10
課題の整理	・市町村の状況把握が早期に行われ、問題・課題の洗い出しなど、より具体的な方法となっているか。 ・課題の整理について、具体的な方法が示されているか。 ・効果が期待できる内容となっているか。	20
相談体制の構築及び伴走支援	・市町村からの要望に応じた相談対応を行うための具体的な提案がされているか。 ・効果的な伴走支援を行うための具体的な提案がされているか。 ・実現可能な支援内容となっているか。	20
職員研修の実施	・研修や意見交換会の内容や実施方法は具体的に示されており、市町村の支援になる内容となっているか。	20
(2)自治体DX推進全般に対する取組支援		
自治体DX推進全般に対する課題認識	・自治体DXの課題について、正確に認識しているか。 ・自治体DXの課題について、解決のための具体的なアイデアを持っているか。	20
相談体制の構築及び全般的なデジタル化支援	・「自治体DX推進全般に対する課題認識」を踏まえた内容となっているか。 ・市町村の要望に応じた相談対応を行うために、具体的なかつ実現可能な提案がされているか。 ・県内市町村同士の相互連携を促す支援内容となっているか。	50
実効性のあるデジタル化支援	・想定される支援テーマに対し、具体的な支援作業や工程、業務量、人員等を考慮の上、自治体のDXを推進するための効果的な施策を提案しているか。 ・自治体内部に入り込み、ステークホルダーとの連携・調整が実現できる支援内容となっているか。 ・将来的にわたり安定的なDX実装が図られる支援内容となっているか。 ・将来的に、他市町村への事例の横展開を想定した支援内容となっているか。 ・実現可能な支援内容となっているか。	60
(3)その他		
コミュニケーションツールの導入	・市町村、県同士の連携、意見交換を図るための適切な提案となっているか。 ・グループ単位のワークショップ開催など、自治体同士の活発な意見交換、情報共有の推進を図るための支援策が提案されているか。	20
その他	・上記(1)～(3)以外で、県内市町村のDX支援事業として取り組んだ方が良いと考える支援策があれば提案すること。 ただし受託者が年度内に実施可能なものとし、その狙いや進め方等を具体的に記載すること。	10
2 体制、スケジュール		
業務の実施体制	・委託業務を遂行するための体制が提案されているか。 ・市町村からの相談に対し、十分対応できる人材が確保されているか。 ※デジタル専門人材、専任スタッフに関しては、具体的な人材を挙げた上で、略歴、経験、専門分野等を簡潔に記載すること。	40
計画的なスケジュールとなっているか	・求めている成果を実現するためのスケジュールが示されているか。 ・実施可能なスケジュールとなっているか。	20
業務遂行能力	・国や地方公共団体における同種業務の実施実績があり、確実に本業務を遂行できるか。	10
1 から 2 の合計		300

見積金額による価格点

審査項目	審査基準	配点
本業務にかかる見積金額について	価格点 = $100.0 \times (1 - \text{入札価格} \times 1 \times 1.1 / \text{予定価格})$ ※小数点第 3 位以下切り捨て ※1 入札価格…入札参加者の提示する提案価格（消費税を含まない。）	100

12 落札者の決定の方法

有効な入札書等を提出した者であって、宮崎県財務規則第 122 条第 1 項の規定により定める予定価格の範囲内の価格をもって入札したものの中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札を行い、落札者を決定する。

審査に当たっては、入札参加資格審査で選定された者を対象として企画提案説明を実施し、令和 7 年度自治体 D X サポート強化業務落札者決定基準により算出した技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札者（最高得点となった者が 2 者以上の場合は、令和 7 年度自治体 D X サポート強化業務落札者決定基準の定めるところによる。）とする。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部デジタル推進課地域デジタル担当

14 一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

- (1) 本特定役務の入札参加に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

- (2) この一般競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 26 年 6 月 23 日会計管理局会計課定め）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) その他この一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required:
Local government DX Support work
- (2) Time-limit for Submission of Tenders: 5:00 p.m, March 24-th, 2025
- (3) Contact point for the notice: Digital Administration Division, Prefectural Policy Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki-shi , Miyazaki Prefecture, 880-8501, Japan Tel: 0985-26-7046

企業局企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 7 年 3 月 6 日

宮崎県企業局長 松 浦 直 康

宮崎県企業局企業管理規程第 1 号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和 35 年宮崎県企業局企業管理規程第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1（第 2 条の 2 関係）			別表第 1（第 2 条の 2 関係）		
職	職務の級	支給額	職	職務の級	支給額
副局長	[略]		副局長	[略]	
	8 級	<u>117,100 円</u>		8 級	<u>117,500 円</u>
[略]			[略]		

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、この企業管理規程による改正後の企業職員の給与に関する規程の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。